

## 共催・後援（障害福祉関係）の依頼に関するQ & A

Q1 予算が無い（0円）の事業なのですが、予算書の提出は必要でしょうか？

A1 予算書の代替として、予算が生じない事由が把握できる資料等を添付してください。

Q2 提出書類の「団体等の活動実績を記載した書類」とは、どのようなものを提出すればよいでしょうか？

A2 過去に行った事業のチラシや、団体のホームページのコピーなど、実績が確実に把握できるものをご提出ください。

Q3 開催場所が市外の場合、共催、後援を依頼することはできますか？

A3 開催場所は市内に限定されるものではありませんので、基準を満たす事業等であれば、共催、後援を依頼できます。

Q4 対象者が障害当事者や保護者ではなく、障害福祉サービス事業者や関係者であるイベントですが、承諾してもらえますか？

A4 原則、特定の事業者ではなく、広く市内外の事業者や関係者を対象とした事業であれば承諾することはできます。  
判断に迷う場合は、事前に障害福祉課へご相談ください。

Q5 基準に「営利を目的としている事業にあっては、その収益を社会福祉事業に充てる」とありますが、はっきりとした寄付先を記載することができない場合も共催・後援を依頼することはできますか？

A5 収益の処理方法について公益性が確認できない場合は、不承諾とする可能性があります。ただし、具体的な寄付先の記載がなくても公益性のある寄付先の予定などがあれば、承諾できる場合もありますので、判断に迷う場合は、事前に障害福祉課へご相談ください。

## 共催・後援（障害福祉関係）の依頼に関するQ & A

Q 6 任意の集まりが実施するイベントで、会則などは特にありません。会則の代わりに何か提出する必要はありますか？

A 6 イベントの実施にあたって取り決めている事項が何かしらあると思いますので、それらを記載したものをご提出ください。  
明確に書面を作成していないケースであっても、例えば、どなたが代表であり、実施スケジュールはどのようなものであるか、会計処理はどうするかなど、イベントを実施するうえで口約束であっても何かしら取り決めは行っているものと思われるので、それらを箇条書きなどで書面にさせていただいたものをご提出ください。

Q 7 個人でも共催、後援の依頼を申請できますか？

A 7 法人や任意団体のほか、個人でも申請できます。

Q 8 市と団体等の双方が費用負担を必ずしないと「共催」とすることができないのでしょうか？

A 8 団体等と市で、ともに主体としての役割と責任が分担されていれば、実費を伴わない場合であっても、共催とすることができます。

Q 9 市（市長や職員等）が構成員となっている協議会が主催するイベントについて、共催、後援の取扱いはどうなりますか？

A 9 主催団体が協議会であれば、市は構成員の一員、すなわち主催者の一員としてイベントを催すこととなります。

「共催」は、複数の団体がともに主催者となるケースに行いますが、この場合においては、主催者は協議会のみ、すなわち1団体の主催となりますので、「共催」のケースには該当しません。

「後援」も、市ではない団体が実施する事業等に対して支援を行うものであるため、こちらも該当しません。

## 共催・後援（障害福祉関係）の依頼に関するQ & A

Q10 市から補助金を受けている事業ですが、共催、後援の取扱いはどうなりますか？

A10 「補助金の交付を受けていること」は、共催や後援の承諾基準とは関係ありません。ただし、共催をすることで、補助金の交付要件の対象とならない場合もありますので、当該補助金の交付要件等をよくご確認したうえで、申請してください。

Q11 講演に政治家が登壇する場合、承諾基準に当てはまりますか？

A11 特定の政策・党の話やPRを行うもの、票集め・支持者集めとなるもの、あるいは対立する政策や党にとって逆の効果をもたらすものに該当するような事業などの政治的中立性を損なうおそれのある事業等は承諾できません。講演に政治家が登壇する場合においても、団体の事業や講演内容が承諾基準や市の方針等に合っているかを確認したうえで判断します。例えば、有識者としての講演であれば、講演者が政治家であっても政治的中立性を損なうものとは言えないため、承諾することができます。

Q12 イベントの1か月前を過ぎてしまいましたが、依頼を受け付けてもらえますか？

A12 承諾に要する事務処理期間などを踏まえて判断する必要がありますので、事前に障害福祉課へご相談ください。

事務担当

横須賀市民生局福祉こども部障害福祉課 総務・計画担当

TEL：046-822-9839 FAX：046-825-6040

E-MAIL：[hp-hw@city.yokosuka.kanagawa.jp](mailto:hp-hw@city.yokosuka.kanagawa.jp)